

## 大阪市保育・幼児教育センターの研修等の実施に係る災害時等の取扱いについて

午前7時の時点で、次に掲げる様態及び規模の災害等が発生した場合には、午前中または全日開催予定の研修等を中止します。

午前11時の時点から研修等開始時刻までに、次に掲げる様態及び規模の災害等が発生した場合には、午後開催予定の研修等を中止します。

ア 気象庁より、大阪市に「暴風警報」または「暴風雪警報」、または河川氾濫を除く各種「危険警報」・「特別警報」が発表された場合

イ 大阪市（大阪市長）より、淀川の河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁 発表）した場合。

※上記ア～ウ以外に大阪市災害対策本部が設置され、災害本部長（市長）から指示があった場合はその指示に従うこととなります。その際の取扱いについては、別途保育・幼児教育センターのホームページに掲載します。

※研修受講中に警報等が発表された場合の取扱いについては、その時点で判断します。

なお、上記の理由で研修等を休講した場合、その後の取扱いについては別途通知します。

担当：大阪市保育・幼児教育センター 研修担当  
TEL：06-6952-0177